

大多喜町地域防災計画

第4編 放射性物質事故編

目 次

| | |
|---|--------|
| 第1章 基本方針 | 放 - 1 |
| 第2章 放射性物質事故の想定 | 放 - 2 |
| 第3章 放射性物質事故予防対策 | 放 - 3 |
| 1. 情報収集・連絡体制の整備 【総務課】 | 放 - 3 |
| 2. 通信手段の確保 【総務課】 | 放 - 3 |
| 3. 応急活動体制の整備 【総務課、消防本部】 | 放 - 3 |
| 4. 環境放射線モニタリング体制の整備 【環境水道課】 | 放 - 3 |
| 5. 退避誘導體制の整備 【総務課】 | 放 - 3 |
| 6. 広報相談活動体制の整備 【総務課】 | 放 - 4 |
| 7. 防災教育・防災訓練の実施 【総務課、消防本部】 | 放 - 4 |
| 第4章 放射性物質事故応急対策 | 放 - 5 |
| 1. 情報の収集・連絡 【情報収集班】 | 放 - 5 |
| 2. 応急活動体制 【総務班】 | 放 - 5 |
| 3. 緊急時における環境放射線モニタリング等活動の実施 【環境水道班】 | 放 - 6 |
| 4. 避難等の防護対策 【総務班】 | 放 - 6 |
| 5. 広報相談活動 【総務班】 | 放 - 8 |
| 6. 飲料水及び飲食物の摂取制限等 【環境水道班、農林班】 | 放 - 8 |
| 7. 広域避難者の受入れ 【福祉班】 | 放 - 9 |
| 第5章 放射性物質事故復旧対策 | 放 - 10 |
| 1. 汚染された土壌等の除染等の措置 【環境水道班】 | 放 - 10 |
| 2. 各種制限措置等の解除 【環境水道班、農林班】 | 放 - 10 |
| 3. 被災住民の健康管理 【福祉班】 | 放 - 10 |
| 4. 風評被害対策 【総務班、福祉班、商工観光班】 | 放 - 10 |
| 5. 廃棄物等の適正な処理 【環境水道班、建設班】 | 放 - 10 |

第1章 基本方針

本町には、「原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）」（以下「原災法」という。）に規定される原子力事業所の立地はなく、「原子力災害対策指針（平成24年10月31日原子力規制委員会決定）」（以下、「対策指針」という。）上、県外の原子力事業所の「緊急的防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone）」には入っていない。

また、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素等使用事業所の所在はない。

さらに、核原料物質、核燃料物質若しくはこれらによって汚染された物質（以下「核燃料物質等」という。）又は放射性同位元素若しくはこれらによって汚染された物質（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱いや原子力艦寄港の状況を把握することは、国の所掌事項となっており、本町及び県は、核燃料物質等又は放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、県内では水道水の摂取制限や農産物の出荷制限等、住民の生活、社会経済活動等に様々な影響が及び、局所的に放射線量の高い箇所が確認され、土壌等の除染等の措置が必要となったほか、汚染された廃棄物の処分方法等の問題が生じたところである。

これらを受け、大多喜町地域防災計画に、放射性物質に関する防災関係機関の予防対策、応急対策及び復旧対策について定める。

なお、本計画を迅速かつ的確に推進するため、事故発生時等の具体的な対応等については別途千葉県が定める「放射性物質事故対応マニュアル」による。

放射性物質事故対策については、現在、国等において各種の対策を検討しているため、今後もそれらの動向を踏まえ、本計画を修正する。

※ 核原料物質：原子力基本法（昭和30年法律第186号）第3条第3号に規定する核原料物質をいう。

※ 核燃料物質：原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質をいう。

※ 放射性同位元素：放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）第2条第2項に規定する放射性同位元素をいう。

※ 原子力事業所：原災法第2条第4号に規定する工場又は事業所をいう。

※ 核燃料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第52条の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所をいう。

※ 核原料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の8の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。

※ 放射性同位元素等使用事業所：放射性同位元素等の規制に関する法律第3条第1項の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所、同法第3条の2第1項の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。

※ 放射性物質取扱事業所：原災法に規定される原子力事業所をはじめ、放射性物質を取り扱う事業所全般をいう。

第2章 放射性物質事故の想定

本町への影響が想定される放射性物質事故としては、茨城県等に立地している原災法に規定される原子力事業所の事故について、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故等を想定する。

なお、本町には放射性物質取扱事業所が所在しないこと、核燃料物質の陸上運搬が想定される高速自動車国道、主要幹線道路がないことから、放射性物質取扱事業所及び核燃料物質運搬車両の事故は想定しない。

第3章 放射性物質事故予防対策

1. 情報収集・連絡体制の整備 【総務課】

町は、県、国、警察、消防機関等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制にする。

2. 通信手段の確保 【総務課】

町は、放射性物質事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線等の通信システムの整備・拡充及び相互接続による連携の確保を図る。

また、電気通信事業者は、町、県等の防災関係機関の通信確保を優先的に行う。

3. 応急活動体制の整備 【総務課、消防本部】

(1) 職員の活動体制

町は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ災害対策本部を設置できるよう整備を行う。

(2) 防災関係機関の連携体制

町は、応急活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておく。

また、事故の状況によっては、消火活動等において放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、専門家の助言が得られるよう、県、国その他の関係機関との連携を図る。

(3) 広域応援体制の整備

町は、放射性物質事故が発生した場合、応急対策、救急医療等の活動に際し、広域的な応援が必要となる場合があるため、周辺市町村や県との広域応援体制を整備、充実する。

(4) 防護資機材等の整備

消防本部は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスク等の防護資機材、放射線測定器等及び核燃料物質による汚染の拡大防止と除染のための資機材及び体制の整備に努める。

4. 環境放射線モニタリング体制の整備 【環境水道課】

(1) 平時における環境放射線モニタリングの実施

町は、平時の空間放射線量率のデータを国、県と連携して収集し、緊急時における対策の基礎データとする。

5. 退避誘導体制の整備 【総務課】

町は、県外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平時から地域住民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導体制の整備に努める。

また、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者及び一時滞在者を適切に退避誘導し、安否確認を行うため、平時より、要配慮者に関する情報の把握・共有、退避誘導体制の整備に努める。なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮する。

警察は、町職員が現場にいないとき、又これらの者から要求があったときは、町の職権を行う。この場合、警察は直ちにその旨を町へ通知する。

また、災害派遣を命ぜられた自衛隊の職務の執行についても、町が現場にいない場合に限り、町の職務の執行について準用する。この場合、自衛隊は直ちにその旨を町へ通知する。

道路管理者は、警察及び他の道路管理者等との連絡調整を行い、退避経路上の交通障害となる物件を排除し、住民等の事故現場周辺からの退避について円滑化を図る。

6. 広報相談活動体制の整備 【総務課】

町は、放射性物質事故発生時に、教育施設、社会福祉施設等への連絡体制を確立するとともに、住民等からの問い合わせに係る窓口の設置や報道機関を通じ、迅速かつ円滑に情報が伝達できるよう、平時から広報相談活動体制を整備する。

7. 防災教育・防災訓練の実施 【総務課、消防本部】

(1) 防災関係者への教育

町は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育を実施する。

(2) 住民に対する知識の普及

町は、放射性物質事故の特殊性を考慮し、住民に対して平時から放射性物質事故に関する知識の普及を図る。

(3) 訓練の実施

町及び消防本部は、専門家等を活用し、放射性物質事故を想定した訓練を実施する。

第4章 放射性物質事故応急対策

1. 情報の収集・連絡 【情報収集班】

(1) 県外の原子力事業所事故に係る情報の収集・連絡

原災法第15条の規定による原子力緊急事態宣言が内閣総理大臣から発出された場合、町は、国や県、並びに事故の所在都道府県等から情報収集を迅速に行う。

(2) 未確認の放射性物質が発見された場合の連絡

未確認の放射性物質が発見された場合は、発見者は文部科学省に速やかに通報する。

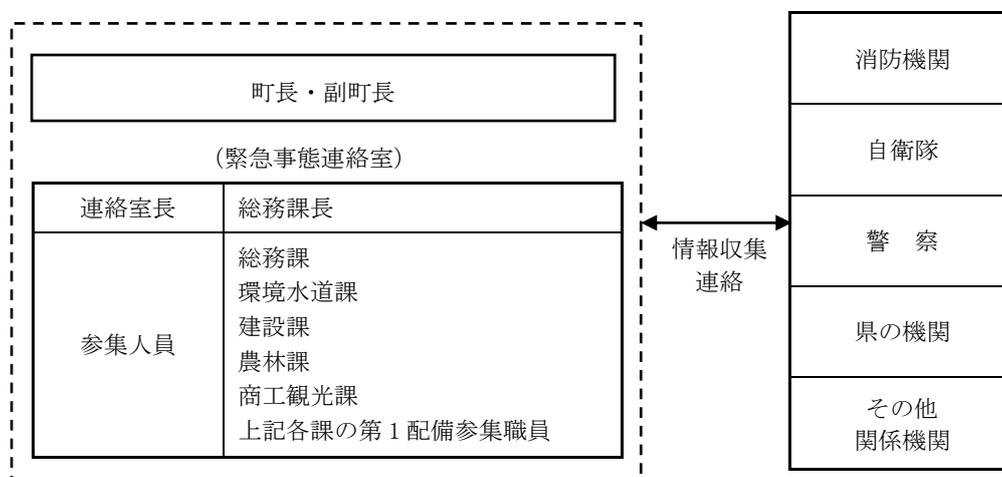
2. 応急活動体制 【総務班】

(1) 緊急事態連絡室の設置

ア 総務課長は、原子力緊急事態宣言等により、県外の放射性物質事故の発生を把握した場合は、町としての的確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室」を設置する。

緊急事態連絡室は、災害対策本部規程による第1配備体制に準じるものとし、関係機関からの情報収集、連絡対応に不可欠な少人数の要員により構成する。

■緊急事態連絡室の組織図



イ 緊急事態連絡室は、関係機関を通じて、放射性物質事故に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関と迅速に情報共有を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について県に連絡を行う。

(2) 災害対策本部の設置

緊急事態連絡室による情報収集、事態把握の結果、放射性物質事故により重大な被害が発生し、町長が必要と認めたときは、災害対策本部を設置する。

放射性物質事故発生による災害対策本部の応急活動体制は、風水害等編第3章第1節「災害対策本部活動」に準じる。

3. 緊急時における環境放射線モニタリング等活動の実施 【環境水道班】

町は、国や県の指導又は助言を得て、以下の実施項目及びその他必要な対策について検討を行い、緊急時の環境放射線モニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境等への影響について把握する。

【緊急時における環境放射線モニタリング等活動の実施項目】

- (1) 大気汚染調査
- (2) 水質調査
- (3) 土壌調査
- (4) 農林水産物への影響調査
- (5) 食物の流通状況調査
- (6) 市場流通食品検査
- (7) 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料調査
- (8) 廃棄物調査

(注) この他、施設等の管理者は、必要に応じて、大気汚染調査、水質調査及び土壌調査を実施する。

4. 避難等の防護対策 【総務班】

県は、緊急時における環境放射線モニタリング等活動の結果等必要な情報を町に提供する。また、環境放射線モニタリング結果等から、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針「表 O I L (Operational Intervention Level) と防護措置について」に該当すると認められる場合は、国の指示等に基づき、町に対し連絡又は必要に応じて退避・避難を要請する。

町は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて、住民に対して「屋内退避」又は「避難」の措置を講ずる。

■ 原子力災害対策指針「OILと防護措置について」

| | 基準の種類 | 基準の概要 | 初期設定値 ※1 | | | 防護措置の概要 |
|------------|-----------------|---|--|---------------|------------------|---|
| 緊急防護措置 | OIL1 | 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準 | 500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ※2) | | | 数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む) |
| | OIL4 | 不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準 | β 線：40,000cpm ※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000cpm ※4【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) | | | 避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。 |
| 早期防護措置 | OIL2 | 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準 | 20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ※2) | | | 1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。 |
| 飲食物摂取制限 ※9 | 飲食物に係るスクリーニング基準 | OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準 | 0.5 μ Sv/h ※6 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ※2) | | | 数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。 |
| | OIL6 | 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準 | 核種 ※7 | 飲料水 牛乳・乳製品 | 野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他 | 1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。 |
| | | | 放射性ヨウ素 | 300Bq/kg | 2,000Bq/kg ※8 | |
| | | | 放射性セシウム | 200Bq/kg | 500Bq/kg | |
| | | | プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 | 1Bq/kg | 10Bq/kg | |
| | | ウラン | 20Bq/kg | 100Bq/kg | | |

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより

得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

- ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20 cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により、直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるO I L6値を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるO I L3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

5. 広報相談活動 【総務班】

町は、放射性物質事故が発生した場合、環境放射線モニタリング結果等の情報を迅速かつ的確に広報するとともに、必要に応じ住民等からの問い合わせに係る窓口を設置し、広報相談活動を行う。

- (1) 情報の伝達は、テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車、町ホームページ等により行う。
- (2) 住民等（外国人を含む）からの問い合わせ、相談、要望、苦情等に対応するため、必要に応じ、健康相談に関する窓口や総合窓口を開設する。

また、町は、地域住民が必要とする環境放射線モニタリング結果等の情報を迅速かつ的確に広報するとともに、相談活動に努める。

6. 飲料水及び飲食物の摂取制限等 【環境水道班、農林班】

町は県と連携し、住民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、また法令に基づき食品の廃棄・回収等の必要な措置を行う。

■ 食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準

| 対象 | 放射性セシウム（セシウム 134 及びセシウム 137） |
|-------|------------------------------|
| 飲料水 | 10 ベクレル/キログラム |
| 牛乳 | 50 ベクレル/キログラム |
| 乳児用食品 | 50 ベクレル/キログラム |
| 一般食品 | 100 ベクレル/キログラム |

7. 広域避難者の受入れ 【福祉班】

市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請、又は受入れに係る手続きは県が実施するが、その概要は以下のとおりである。

(1) 広域避難の調整手続等

ア 県内市町村間における広域避難者の受入れ等

市町村の区域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、他の市町村長に協議するものとし、協議を受けた市町村は同時被災等受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れる。

県は、被災市町村の要請があった場合には、受入れ先市町村の選定や紹介、運送事業者の協力を得て被災者の運送を行う等被災市町村を支援する。

イ 都道府県域を越える広域避難者の受入れ等

県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、県は被災市町村からの要請に応じ、他の都道府県に対して受入れを要請するなどの協議を行い、運送事業者の協力を得て被災者の運送を行うなど、被災市町村を支援する。

協議先の都道府県の選定に際して必要な場合には、県は国を通じて、相手方都道府県の紹介を受ける。

なお、他の被災都道府県から本県に対して広域避難者の受入れの協議等があった場合には、県内市町村との調整を行い、受入れ先を決定するとともに、広域避難者の受入れを行う市町村を支援する。

(2) 広域避難者への支援

町は、東日本大震災での県外避難者の受入れの経験等をもとに、支援を行う。

ア 避難者情報の提供

住所地（避難前住所地）の市町村や都道府県では、避難者の所在地等の情報把握が重要となっている。町は、町外からの避難者を受け入れた場合、避難者から避難先等に関する情報を収集し、その情報を避難前の都道府県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

イ 住宅等の滞在施設の提供

公共施設等の受入体制を補完するため、総務部は、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

ウ 被災者への情報提供等

町は、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し、広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。

所在が確認できる広域避難者については、受入先都道府県、市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないように配慮する。

第5章 放射性物質事故復旧対策

1. 汚染された土壌等の除染等の措置 【環境水道班】

町及び施設管理者は、国の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行う。

2. 各種制限措置等の解除 【環境水道班、農林班】

町は、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除する。

3. 被災住民の健康管理 【福祉班】

町は、被災者の状況を把握するとともに、夷隅保健所(夷隅健康福祉センター)等と協力し、健康状態に応じた相談や心のケアを実施する。

4. 風評被害対策 【総務班、福祉班、商工観光班】

町及び各施設管理者等は、国及び県と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を広く正確にわかりやすく広報することにより、風評被害の発生を抑制する。

5. 廃棄物等の適正な処理 【環境水道班、建設班】

町は、国や県と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう、必要な措置を講ずる。